

2023（令和 5）年 9 月 4 日

室内濃度指針値の在り方について

令和 5 年 9 月 4 日 第 24 回検討会

室内空気中で検出される化学物質について、不必要な曝露の低減や安全かつ適正な使用のため、本検討会で個別の物質について客観的な評価を行ってきた。これまで 13 の化学物質について、シックハウス対策の参考にできる室内濃度指針値（以下「指針値」という。）を策定している。

指針値の設定にあたって、最初に指針値が設定されたホルムアルデヒドでは短期間の曝露で生じる毒性を指標にしたものの、それ以降の 12 物質については長期間の曝露で生じる毒性を指標としている。つまり、ホルムアルデヒドを除く 12 物質の指針値は「ヒトがその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けまいであろうと判断される値」として算出されている。

以上を踏まえ、指針値の在り方を以下のとおり確認する。

- (1) 一般的に、長期曝露による影響が懸念される濃度よりも、短期曝露による影響が懸念される濃度の方が高い。このため、指針値については長期曝露による毒性を指標としたものを満たしていれば、短期曝露による影響も基本的には回避できると考えられる。これらを踏まえ、指針値の算出方針は原則として 12 物質のものを踏襲し、長期曝露による毒性指標（一般毒性、生殖発生毒性、発がん性等）を基に設定する。

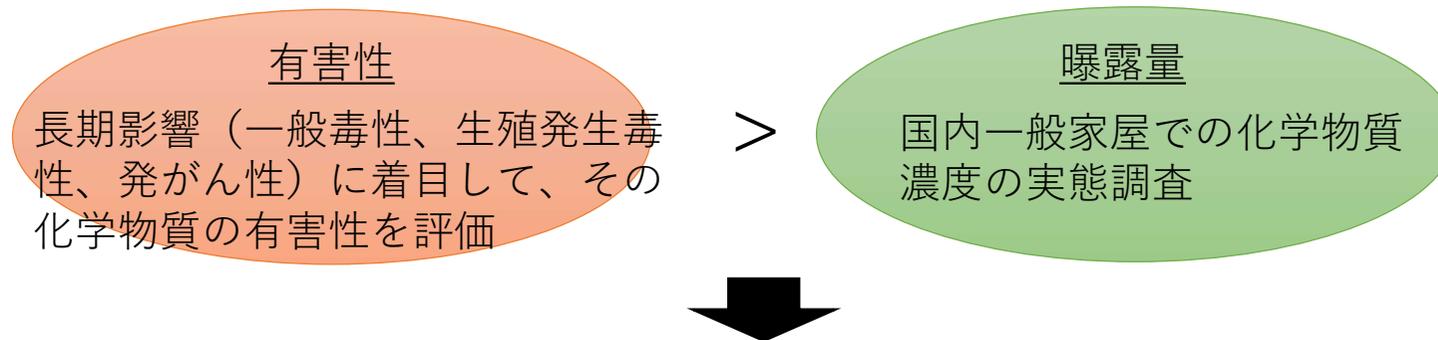
なお、個別の化学物質の性質及び使用形態を考慮し、短期曝露（刺激性、感作性等）による影響が特に懸念される物質については、詳細なリスク評価の段階で短期曝露による毒性情報も収集する。また、短期曝露による影響が特に懸念され、直ちに低減対策が必要と考えられる物質については、その評価の考え方が既存の物質とは異なっていること等を明示する必要があるが、指針値又はそれに準じる値の設定も検討する。

- (2) 指針値は、別に定める「室内濃度指針値の設定・見直しのスキーム」及び「初期リスク評価のスキーム」に基づいて、リスク評価を実施したうえで、低減対策が必要と認められる化学物質について設定する。

今後の指針値の設定・見直しの在り方について

シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会

化学物質による室内空気汚染について、国内外の情報及び最新の科学的知見を評価し、室内濃度指針値の設定・見直しの検討及び標準的測定方法の検討等を行う。（平成12年～）



リスク評価を実施し、低減対策が必要と認められる化学物質について室内濃度指針値を設定

室内濃度指針値とは

- 室内空気中の化学物質について、現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、**ヒトがその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないと判断される値**を算出したもの。現在、ホルムアルデヒド等13物質について設定されている。
- 検討会です承が得られた後、医薬・生活衛生局長通知にて周知している（規制値ではない）。
- 他省庁の法令（建築基準法等）や業界自主基準の中で、室内濃度指針値を満たすよう製品中の化学物質含有量が規定されている場合もあり、関係者がシックハウス対策に取り組むにあたって参考とされてきた値。

短期影響（刺激性、感作性等）による影響について

- 一般的に長期曝露による影響が懸念される濃度よりも短期曝露による影響が懸念される濃度の方が高いため、長期曝露による毒性を指標とした指針値を満たしていれば、短期曝露による影響も基本的に回避できると考えられる。
- 直ちに低減対策が必要と考えられる物質については、その評価の考え方が既存の物質とは異なっていること等を明示する必要があるが、指針値又はそれに準じる値の設定も検討する。